

積立定期預金規定（ラブ：自由型）

Beyond the Bank
あなたの明日へ



積立定期預金規定（ラブ：自由型）

1.（預金の預入れ等）

- (1) この預金の預入れは、1口1,000円以上1,000円単位とします。
- (2) この預金は、口座振替によるほか、現金により当行本支店のどこの店舗および当行のATMでも預入れることができます。この場合は必ずこの通帳を持参してください。
なお、ATMでの預入れは現金のみの取扱いとし、営業日及び休日とも預入れ可能とします。

2.（口座振替による預入れ）

- (1) 口座振替の方法により預入れる場合は、引落指定口座、振替日、振替金額等は、別に提出された当行所定の書面に記載のとおりとします。この場合、普通預金規定、総合口座取引規定または、当座勘定規定にかかわらず預金通帳および払戻請求書の提出または小切手の提出を省略するものとします。
- (2) 振替日が銀行休業日の場合は翌営業日を振替日とします。
- (3) 振替日において、次のいずれかに該当するときは、通知することなくその月の口座振替を行いません。
 - ① 引落指定口座の残高が振替指定金額に満たないとき
 - ② この預金口座について少額貯蓄非課税制度の適用をうけており、振替入金によりこの預金口座に設定された非課税貯蓄の最高限度額を超過するとき。
- (4) 引落指定口座、振替日等を変更する場合ならびにこの口座振替を中止するときは、あらかじめ書面によって当店に届出てください。

3.（預金の種類、期間、継続の方法等）

- (1) この預金は預入れのつど預入日の1年後の応当日を据置期間満了日、3年後の応当日を最長預入期限とする1口の期日指定定期預金としてお預りします。
- (2) 最長預入期限にその元利金の合計額および最長預入期限に新たな預入れがある場合は、これを合算した金額をもって前回と同じ期日指定定期預金に自動的に継続します。
- (3) 前項の継続にあたり、最長預入期限を同一日とする複数の預金がある場合は、それぞれの預金の元利金をまとめて1口の期日指定定期預金に自動的に継続します。
- (4) 継続された預金についても前2項と同様とします。
- (5) 継続を停止するときは、最長預入期限（継続をしたときはその最長預入期限）までにその旨を当店に申出てください。この申出があったときは最長預入期限を満期日として満期日以後に利息とともに支払います。

4.（預金の支払時期等）

この預金は、継続停止の申出があった場合に、次項以下に定める満期日以後に支払います。

- (1) 満期日は据置期間満了日から最長預入期限までの間の任意の日を指定することにより定めることができます。満期日を指定する場合は当店に対してその1ヶ月前までに通知を必要とします。なおこの預金の一部について満期日を定める場合には1万円以上の金額で指定してください。
- (2) 前項による満期日の指定がない場合は最長預入期限を満期日とします。
- (3) 第1項により定められた満期日から1ヶ月経過しても解約されなかった場合、または1ヶ月経過する前に最長預入期限が到来したときは、継続停止の申出および満期日の指定はなかったものとし、引き続き最長預入期限に自動継続として取扱います。

5.（利息）

- (1) この預金の利息は、預入金額ごとに預入日（継続したときはその継続日）から満期日（継続するときは最長預入期限）の前日までの日数および預入日現在（継続した場合はその継続日）における次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法で計算します。
 - ① 1年以上2年未満 当行所定の「2年未満」の利率
 - ② 2年以上 当行所定の「2年以上」の利率（以下、「2年以上利率」という。）
- (2) この預金の全部または一部について満期日を指定した場合の第1項の利息（継続を停止した場合の利息を含む）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。
- (3) この預金の満期日以後の利息は満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率で計算し、この預金とともに支払います。
- (4) 継続された預金の利息についても前2項と同様の方法によります。ただし、利率については金融情勢の変化により変更することがあります。この場合、新利率は変更日以後に預入れ（または継続）される預金から適用します。
- (5) この預金を第6条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入金額ごとに預入日（継続をし

たときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第3位以下は切捨てます。)によって計算し、この預金とともに支払います。

なお、期限前解約時に適用する利率については、次のとおりとしますが、金融情勢の変化に応じて変更することがあります。この場合の新利率の適用は、当行が定めた日からとします。

- ・預入期間が6ヶ月未満・解約日における普通預金の利率
- ・預入期間が6ヶ月以上1年未満・2年以上利率×40%
- ・預入期間が1年以上1年6ヶ月未満・2年以上利率×50%
- ・預入期間が1年6ヶ月以上2年未満・2年以上利率×60%
- ・預入期間が2年以上2年6ヶ月未満・2年以上利率×70%
- ・預入期間が2年6ヶ月以上3年未満・2年以上利率×90%

注。ただし、上記で算出した期限前解約時に適用する利率が、解約日時点の普通預金利率を下回る場合、普通預金利率を適用します。

(6) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

6. (預金の解約、一部支払)

- (1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この預金を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの証書とともに当店に提出してください。
- (3) この預金は全額支払と一部支払の取扱いができます。なお、全額払出後、積立を継続しない場合は申出てください。申出がない場合は積立は継続されます。

7. (定期預金共通規定の適用)

この預金には、本規定のほか、「定期預金共通規定」が適用されるものとします。

8. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

(2023年6月3日現在)